

## 令和2年度 第4回浜松市市民協働推進委員会

日 時：令和3年3月22日（月） 9時30分～11時35分

場 所：浜松市役所 本館8階 第5委員会室

出席者：木村佐枝子委員長、須山嘉七郎副委員長、加藤小凜委員、小林芽里委員、鈴木春光委員、成瀬記言委員、橋本成美委員、廣瀬稔也委員、古橋理委員、村木則予委員

（オブザーバー）今中秀裕浜松市市民協働センター長

報道関係：2名

傍聴者：1名

事務局：奥家市民部長、藤田市民協働・地域政策課長、松下市民協働・地域政策課長補佐、氏原主幹、鈴木康太主任、吉原、高橋

---

## 会議次第

### 1 開会

### 2 議事

- (1) はままつ夢基金の審査について
- (2) 市と多様な主体との協働に関する実績・評価について
- (3) はままつ夢基金制度の見直しについて
- (4) その他

### 3 閉会

#### 《資料》

- ・浜松市はままつ夢基金事業審査・選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・事前配布
- ・団体支援補助事業 団体提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・事前配布
- ・浜松市はままつ夢基金事業費補助金 質問及び回答書・・・・・・・・資料1
- ・市と多様な主体との協働に関する実績・評価(令和元年度実施事業)・・・・・・・・資料2
- ・市民協働による取組み実績・評価一覧表(令和元年度実施事業)・・・・・・・・資料3
- ・市と多様な主体との協働に関する実績・評価（抽出調査）について・・・・・・・・資料4
- ・市と多様な主体との協働に関する実績・評価 抽出調査シート・・・・・・・・資料5
- ・はままつ夢基金制度の課題について・・・・・・・・・・・・・・・・資料6
- ・指定都市の基金制度の比較・・・・・・・・・・・・・・・・資料7

## 1 開会

- 事務局 : ただ今から、令和2年度第4回浜松市市民協働推進委員会を開催する。  
本日は、欠席委員はなく、10人の委員全員で会議を進める。  
また、今中市民協働センター・センター長には、今回もオブザーバーとして出席いただいている。本日の終了時刻は、11時30分を予定している。

### ※配布資料の確認

- 事務局 : それでは、ここからの議事進行は、木村委員長にお願いします。  
木村委員長 : 初めに、本会議の公開・非公開について確認する。本委員会の会議については、原則公開となっている。本日は、はままつ夢基金の審査があり、審査過程の一部を非公開とすることも可能である。会議の透明性という点から公開で行いたいと思うがいかがか。

—委員一同異議なし—

委員の皆さんから同意をいただいたので、本日の会議は全て公開で行う。

—傍聴者3名入室—

## 2 議事

- 木村委員長 : (1) はままつ夢基金について  
本日は、事業提案2件と団体登録1件について審査する。  
審査に入る前に、審査方法等について、事務局から説明を求める。  
事務局 : ※事前配布資料に基づき説明。  
木村委員長 : それでは、「特定非営利活動法人ころころねっと浜松」の事業提案について審査する。申請団体の関係者にお越しいただいているので、ご説明をお願いしたい。

—「ころころねっと浜松」関係者1名入室—

- 申請団体 : ※事業の概要について説明

### [事業の目的]

今まで子育て中の方を対象としたプログラムはあったが、実際は、子育てにおいて重要なのは産前のプログラムである。夫婦の問題の多くは、産後の男女の考え方などの小さなズレが積み重なったものであり、産後の離婚の原因ともなっている。より良い子育てがスタートできるようご夫婦で産前から学んでいただくための講座である。

### [事業内容]

妊娠中の人とそのパートナーを対象とし、講師と参加者をZOOMで繋ぎ、「親

なる」プログラムの内容に沿って講座を行う。また、講師のファシリテートのもと、参加者同士で情報交換を行う。

[期待される効果]

夫婦で妊娠・出産・産後の生活等について学ぶことで、協力体制を築き、子育てへの準備をすることができる。また、男女の考え方の違いや夫婦間の価値観の違いを知り、お互いを理解し安定した子育て家庭を運営していくことができる。

木村委員長 : 委員の皆様から何か質問はあるか。

小林委員 : 1月と2月は開催されているようだが、何人の参加があったか。

申請団体 : 妊娠中のご夫婦5組の参加があり、今回は初産のご夫婦ばかりであった。また、産後1か月から1歳半までのお子さんをお持ちのご夫婦をゲストとして招き、合計9組の参加となった。

木村委員長 : 常葉大学の柴田先生が講師となっているが、大学の教授が参加することでどのようなメリットがあるか。

申請団体 : メリットがあるから依頼する、とは考えたことがない。常に専門的なことを学びたいと思っているので、何か問題が起きて学びたいことができたなら、その都度先生方にご相談して方向性を示していただいている。

木村委員長 : うまく連携して、市民の皆様のニーズを把握し、専門的なアドバイスをもらう、という関係を構築されているということか。

申請団体 : そのようにご協力いただいている。

小林委員 : 大変意義のある活動であると思うが、継続的に毎年開催していくということではどうか。ノウハウが蓄積されていって、プログラムをだんだん改良していくこともあると思うが、そういうことも視野に入れてやっているのか。

申請団体 : そのとおりである。プログラムのファシリテーター養成講座を2018年と2019年に浜松で2回、金沢と東京で1回ずつ行い、ファシリテーターを100人近く誕生させた。これまでは対面の講座を開催したが、今年はコロナで対面での開催が不可能になってしまったので、オンラインで養成講座を開催している。これからもオンラインでどんなふうに行い、続けていけるかを研究しつつ、継続していきたい。

小林委員 : 「若いあなたへ」という資料がとても良いと思った。産後うつの問題や、出産後一年間の離婚率の高さを知り、少子化が社会問題になっている中、非常に大事なことだと思う。今年は試験的に10組とのことだが、より多くの人、特に男性の方に知ってほしい内容なので、規模を拡大していただきたい。またその中で、参加者同士が繋がれるような仕組みができると、お互い助け合える。講座は1時間半と短いですが、そういった内容の工夫があればよいと感じた。

- 申請団体 : プログラム自体は、講座・ワーク・意見交換とあり、対面の講座は和やかな雰囲気で行われる。金沢では、講座が終わっても定期的にそのメンバーで集まっていると聞いている。ただ、オンラインだとそういうことが難しいので、これから意見交換などを盛んにしていきたいと考えている。
- 廣瀬委員 : 講座終了後に、だんだん出産が近づいてくる不安から相談や質問などが出てきたときも対応するような事業をされているのか。
- 申請団体 : ファシリテーターは医療系の者とその他の分野の者と2人で組んで行い、助産師の先生方とも連携が取れているので、個人的な悩みも相談できるようになっている。
- 木村委員長 : それでは、事業提案の可否について審議するので、申請団体の皆様にはここでご退席をお願いしたい。審査結果については、後日事務局から書面で伝える。

#### 【申請団体関係者退室】

- 木村委員長 : それでは、事業提案の可否について審議する。何か意見はあるか。
- 小林委員 : 今後も継続的に活動していくためには、寄附金を取り続けなければいけないということか。
- 事務局 : 今回、夢基金でころころねっと浜松あての寄附があったため、もしその寄附を原資に補助を受けたい場合は提案をお願いしている。
- 村木委員 : 評価項目の社会貢献性については、非常にあると思った。必要なことだが誰もなかなか手を出し難いところにうまく手を伸ばしている。
- 事務局 : 評価項目については問題がないことを事務局で事前に確認している。
- 木村委員長 : 基本的には「必要な講座である」ということで一致しているので、採択ということで決定したいが、よろしいか。

—委員一同異議なし—

- 木村委員長 : それでは、2件目の「特定非営利活動法人浜松日本語日本文化研究会」の事業提案について審査する。申請団体の関係者にお越しいただいているので、ご説明をお願いしたい。

—「浜松日本語日本文化研究会」関係者2名入室—

- 申請団体 : ※団体の概要について説明

[事業の目的]

外国にルーツを持つ子供たちは、日本語を理解できないことから、学校の授業についていけず、進路の選択肢が狭められてしまうことが多い。将来、日本の地域社会の一員として活躍できるようにするため、日本語学習支援や

教科学習支援を行う。

[事業内容]

浜松市教育委員会から委託を受けて、東区・浜北区・天竜区の小中学校に教師を派遣し日本語学習支援を行っているが、それだけでは不十分なため、週末に天竜協働センターと市民協働センターで日本語教室を開いている。また、高校進学を控えたフィリピン系の生徒2名を抱える丸塚中学校は、支援時間数が十分に取れないということで、勉強の支援をするために教育委員会の予算に2時間分の予算を追加して対応した。

週末の学習支援においては、宿題をするのが困難で助けを求める声が非常に多い。天竜協働センターは、外国人居住者の多い薬新団地と天竜川団地が近くにあり、そこから大勢通ってくる。指導者の勤務する中学校の生徒が、指導者を慕って、親に送迎してもらって通ってくるケースもある。月に2回であるが、継続していくことが大切だと考える。浜松市内には外国籍を持つ子供だけで1,800人以上おり、支援が必要であっても人材不足・予算不足で市内全域をカバーすることは不可能であるので、できることから始めた。今では東区においては口コミでも広がっており、かなり根付いてきていると感じる。

[期待される効果]

- ・わからないことを諦めてしまう子も多い中で「やればできる」という自信をつけさせることは大きな力になる。
- ・子供は学校で先生に相談できても、親御さんたちは言語の壁もあり相談するところがないというケースもあるため、送迎時に声をかけることで、その面での受け皿になることが出来る。

木村委員長 : 委員の皆様から、何か質問はあるか。

鈴木委員 : 東区を重点的に活動しているようだが、南区の江南中学校は、外国にルーツを持つ生徒が、全体の27%を占めている。指導困難校として2名の教員の増員はあるが、進学してもその先が難しい。せっかく進学した高校を中退してしまうことも多いと聞かすが、定着率などは調べているか。

申請団体 : 私たちの活動のゴールが高校入学である。その後の支援が大切なことは重々承知している。外国人の生徒が多い大平台高校には専門の先生がいる。今年は東高校にも1人送り出すが、そこでどれだけの支援が受けられるのか私たちも掴みきれていない。

江南中学校区については、2005年から遠州浜小学校にボランティア団体を立ち上げて放課後支援をしてきたが、現在は地域の方にお任せして、市教委の委託事業に力を入れている。今でも南の星小学校では支援が続いていると信じたいが、もう15年も経っているので、現在の状況は把握していない。

市教委からの委託事業は東区・浜北区・天竜区が主なので、どうしてもその地域が主体になってしまう。その他の地域は、当 NPO からエリア外の中学に教科指導員が派遣されることがある。そういう接点があれば、慕って来てくれる子もいるが、江南中学には接点がない。また、予算と人員が足りない。土日に自分の時間を割いてくれる指導員を探すのが非常に困難であるため難しい。加えて、本年は NPO 本体の収入も低かったため、予算的には本当に厳しい。これ以上手を広げることは非常に難しい。このような支援を行う NPO 法人が増えてくれるよう願っている。

小林委員 : 市教委では来年から高校進学に力を入れるということで、予算がそちらに向けられ、NPO への委託費がかなり減額されたと聞いた。支援が必要な子たちに、公的な予算で支援することができないという現状があると聞いたが。

申請団体 : 教科指導員がどのくらい派遣されているかは不明。NPO への予算が減った分、新たに市として教科指導員を拡充しているのだと思うが、それでも足りないと考えている。特に浜松市は他の市町と比べると定時制高校への進学の割合が突出して高く、普通科に行けない子が多いという点も問題である。

日本生まれの外国人が増えてくる中で、指導方法についての知見も十分になく、行き当たりばったりの支援になってしまっているのではないかと懸念している。

今年は「プレスクール事業」を受託し 33 名の幼児を受け入れたが、当初の申し込みは 52 名で、コロナの影響で 20 名近く辞退者が出た。その中には幼稚園に通っていない子も多く、適切な時期に幼児教育を受けず集団生活を体験しないまま小学校入学を迎えることになり、とてもうまくやっていけるとは考えられない。しかし人も予算も足りず適切な支援を受けていないため、そういう子供たちは入学後、授業はただ聞くだけで、友達のやることを見よう見まねでやっていくしかない。やっと学習の内容を理解できるのは中学生になってから、というのが現状である。

廣瀬委員 : NPO の頑張りだけでなんとかなる問題ではなく、市全体の問題として取り組むべき問題だと思うが、市の教育委員会は把握しているのか。

申請団体 : 把握していると思う。

木村委員長 : 市民協働センターを使っているとのことだが、今中センター長、何か意見はあるか。

今中センター長 : 本来は市教委がしっかりやるべきだと常々考えている。10 年ほど前までは、浜松市は他市に比べ外国人に対する日本語教育などは進んでいたのだが、今や後れを取っており、愛知県などの方が進んでいる。市教委もやっとプレスクール事業の委託や、外国人に対する教科支援に手を付けだしたというのが現状で、全国的に見ても非常に遅れている。その上、今までずっとこの問題に取り組んでいた NPO やボランティア団体を「市教委がやるからもう

いい」と切り捨てつつあるのも問題だと考えている。

木村委員長 : 審査結果については、後日、事務局から書面でお伝えする。

#### 【申請団体関係者退室】

木村委員長 : それでは、事業提案の採択について審議する。何か意見はあるか。

須山副委員長 : 本当に地道な活動をされていて、今年はコロナで中止になったが、毎年外国人の日本語スピーチコンテストを開催していて、皆涙が出るほど素晴らしい発表をする。たどたどしい日本語の子もいればほぼマスターしている子もいて、しっかり指導しているので実績も上がっている。今中センター長の仰る通り、本来は市教委でやることであるが、私たちが市民活動としてきちんと支援する必要がある、認めてほしいと思う。

木村委員長 : 採択するということによろしいか。

— 委員一同異議なし —

木村委員長 : それでは、3件目の「特定非営利活動法人 Sea Net 浜松」の団体登録について審査する。申請団体の関係者にお越しいただいているので、ご説明をお願いしたい。

— 「Sea Net 浜松」関係者 2名入室 —

申請団体 : ※団体の概要について説明

[アピールポイント]

浜名湖や遠州灘の海の利用の在り方を考えて、釣りを通じて静岡県西部地域の発展や子供の健全育成を願って活動している。

[活動実績]

スポーツフィッシングフェスタや浜名湖クルージングの開催、浜名湖周辺の清掃活動等

[現在特に力を入れている事業]

- ・浜名湖キューバ ヘミングウェイカップの開催に向けて、中核団体としての事業展開
- ・親子釣り体験教室、チャリティーオークション

[今後の方向性・ビジョン]

- ・コロナ禍における集客と資金調達が課題だが、参加者を増やし、地域発展に貢献する。
- ・事業の継続のため、事業資金の安定化を図る。
- ・スタッフ、事業内容を充実させる。

- 小林委員 : 事業報告書の収益で、受取寄附金が9割を占めているが、イベントをやっている中で参加費徴収による事業収益はないのか。参加費が無料なのか。
- 申請団体 : 親子釣り教室については無料で行うことを考えている。イシグロさんや上州屋さんなどから協賛をいただくことになっている。
- 小林委員 : それが寄附金ということか。事業収益をある程度上げたほうが、収益バランスとしては良いのではないか。NPO イコール無料のような文化が広まるのは良くないと懸念している。できれば保険代くらいは徴収して、事業収益にあげたほうが良いのではないか。
- 廣瀬委員 : なぜ夢基金に登録しようと思ったか。どこで知ったかもお聞きしたい。
- 申請団体 : 本当は、認定NPO法人にしたかったのだが、3,000円以上の寄附を100人以上から集めるという条件を毎年継続的に満たすのが困難であるため断念した。そこで市議員の方から夢基金の存在を聞き、こちらの方が認定を取るよりも堅いと考えた。
- 古橋委員 : 今までやった活動実績の中で、環境保全などをスポーツフィッシングに絡めていろいろされているようだが、どのような活動をしたか。また、今後子供たちの参加も踏まえて今後どんな事業をするのか。
- 申請団体 : 今年で活動を始めてから10年経ったが、今年新型コロナウイルスの関係で活動ができない状態が続いた。キューバでアーネスト・ヘミングウェイが世界で初めてカジキ釣り大会を開催したのに因み、その名称をお借りすることを考えたのが10年前で、キューバと日本の移民100周年の記念事業として、県知事や国会議員の方々と一緒にキューバに調印式に出向いた。今年10周年ということで名称を「浜名湖キューバヘミングウェイカップ」という名称で今年から毎年開催していくこととなった。
- 古橋委員 : 浜名湖には水産試験場があるが、協働して環境事業ができないか。
- 申請団体 : 海洋汚染の原因となるプラスチックごみなどの問題があるが、大会の開催時に、各キャプテンに海上のごみを拾ってくるように指示を出そうと考えている。海岸の清掃作業ではなく、海上の清掃作業をする。
- 古橋委員 : 個人的な意見だが、拾うだけでなく写真を撮るなどデータ取りもして、それを毎年積み重ねていただければ、浜名湖がより良くなっていくと思う。
- 橋本委員 : コロナ禍での集客を課題とされているが、一番最近やった事業の詳しい内容を教えていただきたい。また、イベント時、釣り竿のレンタルなどはされているのか、もししているのであれば、どのようなコロナ対策をしているのかも教えていただきたい。
- 申請団体 : 密にならないように会場を広い場所に設定している。親子といっても家族4人くらいは参加があり、50組というと200人ということになるので、会場を広く使って開催する。釣り竿は、釣具屋さんから協賛いただいていること



もあり、各家族に1本ずつお貸ししている。

### 【申請団体関係者退室】

木村委員長 : それでは、登録団体の可否について審議する。何か意見はあるか。  
登録団体として認めることと決定したいが、よろしいか。  
一委員一同異議なし

### (2) 市と多様な主体との協働に関する実績・評価について

木村委員長 : この件について、事務局の説明を求める。

事務局 : ※資料2~5に基づき説明。

木村委員長 : この報告に関して、意見や質問などはあるか。

村木委員 : 産業部で24件とあるが、具体的にはどのようなものか。

事務局 : エネルギー政策関連である。資料3のP35をご覧ください。No.4以降のエネルギー政策課のメガソーラー発電事業関連や太陽光発電パートナーシップ協定などが主なものである。

村木委員 : 金銭的な支援をしているということか。

事務局 : 費用額の欄を見ていただくとわかるが、ほとんどは相手方が費用負担している。

村木委員 : 資料4のP11の総評を読むと、役割分担や情報共有の大切さが挙げられているが、今後こういった課題に対しどのような解決の方策を考えているか。

事務局 : 回答の中で、企画運営の段階から市が事業に早めに携わればよかった、という意見もあったので、例えばイベントの開催日直前になってからではなく、もっと早い段階から連携を密にさせていただけるように、こういった調査結果の提供を通じて、各課に意識してもらえれば良いと思っている。

村木委員 : 言わないと動かないと思うので、調査結果を示して「どうしてほしいか」を伝えていただいた方が良い。

須山副委員長 : p10のSDGsについてだが、③と④が市と団体とで差異が大きい。考え方の差異ではないか。団体は福祉や教育について、目標設定としては考えていないが、市は福祉や教育に関係していると捉えている。次回は市が「この事業はここに該当するのではないか」というようにある程度アドバイスしたほうが良いと思う。

事務局 : ③と④に数値の差があるのは、回答数の母数の関係もある。回答が得られなかったところもあったため。

小林委員 : そういうことは注記として入れていただきたい。

事務局 : この調査は条例に基づいたもので、ホームページで公開するので、見せ方

のアドバイスがあればご意見をいただきたい。先ほどの村木委員のご意見の課題についても、そこで触れていきたいと考えている。委託についても、例えば調達課では委託先と情報共有をし、月毎に実績報告をもらいながら最終的に良い結果が出るように委託の品質を高めるような取り組みをしている。

村木委員 : 協働事業は、多い方がいいのか。この数字だけ見ても、多いのか少ないのかわからないので、他市の数字など比較するものがあると良かった。

事務局 : 他市でもこのような調査をしているかどうかかわからないが、比較できる資料があるかどうか調べてみる。

奥家部長 : 共催が増えていけばいいのかというと、良いことなのだが、自助・共助・公助という考え方があり、将来的に見て、財源面でも職員数の面でも共助を進めていかないと市のサービスも立ち行かなくなってくる。そうすると協働の部分を良い形で高めていくことは今後の大きな課題となってくる。ここは我々の頑張り次第であるが、やっていくことによって、この数字もどんどん上がってくるのではないかと考えている。

### (3) はままつ夢基金制度の見直しについて

木村委員長 : この件について、事務局の説明を求める。

事務局 : ※資料 6、7 に基づき説明。

木村委員長 : この件に関して、意見や質問などはあるか。

廣瀬委員 : 税の優遇の中身はどのようなものなのか。

事務局 : 所得控除のことである。

古橋委員 : 今回、この件について事務局から質問を受けて、私も吟味させていただいた中で「寄附金とは何か」ということになる、こういう事件が出てくることを想定していない。寄附の考え方は「日本人型」「欧米型」などあるが、「日本人型」の「見返りを求めないもの」が寄附であると考え、結果的にこういう事件性のあるものもゼロではないだろう。ただ、資料 7 によると札幌市は寄附実績が 525 件もあるが、今回のような事件性のあるものはないということなので、基本的には「ない」と考えてよいだろう。しかし、どこかで明文化する必要があるとすると、札幌市のような記載を加えるほうが良いと考える。

木村委員長 : 専門的な立場からのご意見だったが、他に何かあるか。

成瀬委員 : 資料 6 の事例のようなことは、一般的に見ても社会的に見ても皆がおかしいと思うだろう。

小林委員 : これは認定 NPO 法人に寄附したときの税制優遇措置と同じと考えてよいのか。認定 NPO 法人になりたいが、なるのが難しい NPO 法人がこれを活用して寄附を集めるということか。そうすると、認定 NPO になってしまうと、夢基

金に登録する意味はあまりない。入る金額が1割減額されるので、直接寄附してもらった方が良く、ということになる。制度としての問題よりも、この基金への寄附者が少ないことの方が大きな問題である。

廣瀬委員： 寄附をする文化はなかなか日本では根付いていない。何かメリットがある、とした方が寄附が集まりやすいということであれば、ある程度は問題ないのではないかと。

事務局： まだ今後の展開が見えていない中での提案なので、これからご意見を伺いながらやっていくことになるが、先ほどの小林委員のご意見のように、寄附者が少ない中で、税制優遇措置があれば寄附者が増えるのか、このメリットが無ければ寄附をやめようという人が出てくるのか、制度を見直すにあたってはその点も考慮していきたい。

古橋委員： 札幌市は件数も金額もものすごく大きいので、ぜひデータを取って、活かせる点があれば浜松市にも活用していただきたい。

須山副委員長： 市としては「これはおかしいのではないかと」と市民から意見があったときに答えられることは非常に大事だと思う。しかし、今この場の議論としては、夢基金の利用者を増やそうということなので、まずやるべきことは市民活動団体をどうやって支援するのか、どういう手段で広報していくのかということであり、制度として整えるのはもっと後でもよいのではないかと。先にこういう議論をしてしまうと「なんだか面倒そうだからやめよう」と、せっかく寄附をしようとしている人の気を削いでしまうのではないかと、そちらの方が心配であるが、その点はどうか。

事務局： この制度は平成24年から動かしている制度であるが、その頃のベースの考え方に「1%寄附」というものがある。納税者が納めている市民税の1%を「この市民活動団体の活動に役立ててください」というように、納税するからにはその用途を指定したいという考えがあった。その際、さすがに税金をそのまま右から左に動かすわけにはいかないので、こういう自治体への寄附という形を活かして「基金に寄附する→寄附した分の税金を返してもらい→その分は特定の団体の活動に役立ててもらい」という形になっているという考えのもとにできている制度である。税金の優遇があることがおかしいということではないが、札幌市の特記事項にある事例のように「企業から市に寄附→団体に助成金が交付→寄附者である企業に仕事を発注(事業費の支払い)」といった案件が出てきたら、さすがにそれは認められないということである。市民活動の拡大のために、寄附があれば団体に助成金を交付し、万が一不正が疑われる案件があれば委員の皆様のご意見をいただきながら、色々考えていきたい。今日の課題として挙げたのは、制度の不当な利用が出てきた場合の対処法と、札幌や横浜のようにたくさんの寄附を集め、多くの

団体に活動してもらえようようにしてもらうためにはどうしたらよいかを今後時間をかけて考えていただきたいと考えたからである。

小林委員 : 認定NPO法人の場合は、毎年提出する報告書の中に、大口の取引先や理事への金銭の支払いなどを細かく記載するので、こういったことは見えると思うが、夢基金の場合は、支払った後に事業報告書の提出や収支の相手を報告する義務はないのか。

事務局 : 採択された団体には、まず事業の申請書の提出、事業終了後に事業報告書を出していただいている。

小林委員 : その提出書類の中で、寄附者と支払先が同じかどうか照合は可能なのか。

事務局 : 現在の提出書類では、そこまで細かい記載を求めているので、今後その点についても改善するべきだと考えている。

小林委員 : あまり細かい報告書を求めると、それはそれでハードルになってしまうので、高額なものだけ報告させるなどの工夫も必要だと思う。

成瀬委員 : 問題になるのは利益供与の部分なので、申請の段階で「寄附者に対しての利益供与はありません」という誓約書を書いてもらってはどうか。

小林委員 : それが一番簡易であると思う。

今中センター長 : 夢基金は、市から市民活動団体に出す補助金がないので、市民活動の支援のために、市民からお金を集める基金としてできたもの。正直言うと、先ほどの事例もあまり問題だとは思っていない。自分たちの活動のために、自分で寄附をするということは当然あり得る行為である。認定NPO法人では、理事等からの寄附はPST基準にはカウントされないが、寄附自体を禁じているわけではない。基本的には個人の考え方。

札幌市の案件についても、自分たちの活動を応援してくれる企業に仕事を発注することが悪いことであるとは思えない。相場からかけ離れた安い値段で発注したなら問題かもしれないが、適正な価格でやる分には、おかしくはないのではないかと。札幌市の事例は適正な価格ではなかったかもしれないが、安いところへ発注するのは当然のことなので、それが悪いことだとは思えない。

木村委員長 : この件に関しては継続して審議していくということで、とりあえず今回は委員の皆様にご説明してご意見を募るということでよいか。

事務局 : この制度を拡大していきたいという点については、どこを締めてどこを緩めるかが難しく、いろいろな意見がある中で公平公正性をばかりを優先すると非常に使いにくい制度になってしまう。そこを議論しながら、使いやすい制度にしていきたい。

事務局 : (資料7の説明)

木村委員長 : 説明を聞いて何か意見はあるか。

小林委員 : NPO 法人は毎年事業報告書提出の義務があり、しかも公開されている。NPO 法人に関しては、きちんと事業報告書を提出していれば登録不要で、それ以外の任意団体等は登録が必要ということにしてはどうか。

事務局 : 大阪市は活動実績を公表している団体については登録不要としているようなので、そういうやり方もあると思う。

(3)その他

木村委員長 : 事務局から説明をお願いしたい。

事務局 : 前回 12 月の委員会で審議いただいた CSR 活動表彰であるが、優秀賞、特別賞、市民協働奨励賞の受賞団体は、3 月 3 日に市長から表彰状が贈呈された。それ以外の受賞企業は、3 月 18 日の「企業 CSR シンポジウム」の中で表彰式を行い、部長から表彰状を贈呈したことを報告させていただく。

次回は、委員の皆様の予定を調整しながら 5 月か 6 月の開催を予定している。先ほどの基金についても他都市の状況を紹介させていただく。

### 3 閉会

事務局 : 以上をもって、令和 2 年度第 4 回浜松市市民協働推進委員会を閉会する。